

産商第 159 号
平成 14 年 11 月 18 日

株式会社マツモト
代表取締役社長 松本 隆文 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項に基づく通知に対する市の勧告について（通知）

平成 14 年 9 月 20 日付けの大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 8 条第 7 項に基づく通知に対する市の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン竹田店（仮称）
京都市伏見区竹田中島町 100 ほか 8 筆

2 法第 9 条第 1 項の規定による勧告について

法第 8 条第 7 項に基づく通知及び自主的対応策を検討したところ、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態に至らないと判断し、勧告を行わないものとします。

3 その他

今回、上記のとおり勧告を行わないと判断しましたが、通知者においては、隣接するホームセンターコーナンくいな橋店の影響を踏まえた出口での車両誘導を確保するため、

提示のあった自主的対応策を確実に実行するとともに、届出のあった店舗の新設後、状況を正確に把握し、必要な場合には新たな対策を講じることが望まれます。